

法令名	地方自治法（昭和22年法律第67号）
根拠条項	地方自治法第238条の4第7項
許認可等の種類	行政財産の使用許可
法令の定め	地方自治法第237条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第205条の17第1項
審査基準	<p>行政財産は、その用途又は目的を妨げず、北海道財務規則第205条の17第1項各号に該当する場合であつて、使用の許可を受けようとする者の資力、信用、技能等が十分でない等、使用許可をすることが相当でない事由がない場合には、その使用を許可することができる。</p> <p>なお、北海道財務規則第205条の17第1項各号の具体例等については、次のとおりである。</p> <p>1 「直接又は間接に道の便宜となる事業又は施設の様に供するとき」を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 行政財産の有効活用による職員、来庁者等の利便性向上を目的とした施設に使用させるとき。</p> <p>なお、庁舎等への現金自動設備の設置については、次の基準を満たすものであること。</p> <p>ア 庁舎内に現金自動設備を設置しても、庁舎管理上及び庁舎の狭あい化の面等からみて、特に問題が生じないこと。</p> <p>なお、設置場所は、ロビー・廊下等共用部分とし、事務室・会議室等専用部分としないこと。また、原則として設置場所確保のための特別の改修工事等は行なわないこと。</p> <p>イ 1庁舎に設置を認める現金自動設備の数は、原則として3台以内とし、1金融機関1台とするなど必要最小限にとどめること。</p> <p>(2) 職員、研修所における研修生、病院における入院患者その他道の施設を利用する者の福利厚生を目的で使用させるとき。</p> <p>(3) 直接又は間接に道の事務又は事業の遂行に関連のある団体に使用させるとき。</p> <p>2 「運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき」には、次のようなときを含むものとする。</p> <p>(1) 隣接する土地等の所有者又は使用者に水道、電気、ガス等の施設の用に供するため使用させるとき。</p> <p>(2) 災害対策における消火栓、防火水槽、避難標識、その他これに類するものの用に使用させるとき。</p> <p>3 「前各号のほか、道の事務又は事務の遂行上やむを得ないと認めるとき」には、次のようなときを含むものとする。</p> <p>知事が別に指定する施設において、行政財産の有効活用を図るため道以外の者に広告物の設置を目的として使用させるとき。</p>
標準処理期間	<p>1 一般の場合</p> <p>総 期 間 10日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由期間 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分期間 10日・丹（ ）</p> <p>2 北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合</p> <p>総 期 間 10日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由期間 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分期間 10日・丹（ ）</p>
処分担当課	総務部行政局財産課財産記録係（電話番号：011-231-4111（内線22-624））
申請先	総務部行政局財産課財産記録係（電話番号：011-231-4111（内線22-624））
問い合わせ先	総務部行政局財産課財産記録係（電話番号：011-231-4111（内線22-624））
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gzs/index.htm ） 北海道財務規則第205条の17第1項第8号に該当する場合の標準処理期間を40日から10日に短縮